

+

令和4年 第7回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第7回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年7月22日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和4年7月22日 午前8時57分				
	閉会	令和4年7月22日 午前9時34分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番13番	橋口 美一	席番14番	山下 昭一		
職務のため出席した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第40号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第43号 農用地利用集積計画決定について 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番13番、橋口委員と席番14番、山下昭一委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よつて、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あつせんの経過につきて、福岡裕幸委員の報告をお願ひします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>あつせんが成立いたしましたので、報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、あつせん対象の農地は資料のとおりです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、対象農地の場所は、県道110号塗木大隅線のやちちくふれあいセンター前より北方向に入り、約400m進むと左側に早鈴神社がありますが、それを50mほど進んだ右側の田んぼとなります。あつせんの成立日は令和4年7月7日、成立価格は4万円で、あつせん委員は、私福岡と今市委員でした。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告します。</p> <p>7月4日、令和4年度大隅地区農業委員会連絡協議会総会に、7月6日、志布志市ほ場整備事業推進協議会総会に出席しました。7月12日、公益財団法人志布志市農業公社研修生修了式・受入式及び新規就農者励ましの会、家族経営協定調印式に出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、5件の申請でございます。まずは、6ページ番号56番を審議いたします。井久保委員の報告をお願ひします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案第39号、番号56を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市卸本町〇番地〇〇にあります〇〇株式会社代表取締役〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇の農地所有適格法人株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されたとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線の大原交差点から北北東へ600mほど進みますと、左側にガソリンスタンドとヤマト運輸志布志センターがあります。そのガソリンスタンドとヤマト運輸志布志センターの間に道路がありますが、その道路方向に左折して、450mほど進むと、都城志布志道路の下にカルバートで作ったトンネルがありますが、そこを抜けて5mほど進んだ右側にあります。現在、飼料用トウモロコシが植えてありました。申請理由は規模拡大です。</p> <p>譲り受ける農業法人は、農地所有適格法人でトラクター30台、ハーベスター3台、ポテトハーベスター2台、牛125頭を保有しております。年間を通</p>

		<p>して、デントコーン、ケール、キャベツ、ピーマン、馬鈴薯等の根菜類のほか牛用の飼料を生産、出荷されており、申請地には飼料作物の作付けを計画したいとのことでした。</p> <p>法人の代表取締役、専務及び監査役の農業への従事状況は300日あり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に、番号57番を審議いたしませす。坂中委員の報告をお願ひしませす。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありませした番号57を報告いたしませす。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されたとおりで、申請地の場所は、〇〇自治会公民館から北方向へ200m進み、三差路を右折し、500m進んだところを左折、さらに300m進んだところに位置しませす。譲受人宅からは、900mのところにあリませす。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で両親と一緒に早期水稻、シキミを家族で経営しており、今回の申請地には、すでにシキミが植栽されており、そのままシキミを栽培するとのことです。また、トラクター2台、軽トラック1台を保有してひませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませす。また、周囲の状況からも支障はないと思われませす。ご審議方、よろしくお願ひしませす。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に、番号58番を審議いたしませす。立山委員の報告をお願ひしませす。
委員	立山	<p>会長より依頼ありませした番号58を報告いたしませす。譲渡人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重の〇〇自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道269号と県道523号志布志有明線が交差する山重芝用三文字のセブンイレブンから大崎町野方方面へ約1km行き、旧国道の方へ入り200m行くと、山重の飛び</p>

		<p>地抜谷に出ます。そこから500m行き、右折して300m行った左側の田になります。譲受人宅からは約2km、車で5分のところになります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で生産牛13頭と米40aを栽培しています。申請地には牧草を作付する予定ということです。また、トラクター3台、牧草収穫機一式と軽トラック等を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号59番を審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いします。
委員	宮脇勇	<p>会長より依頼のありました番号59を報告いたします。譲渡人は、宮崎県串間市大字西方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されたとおりで、申請地の場所は、そお街道沿いの野神にあるファミリーマートから南の方向へ1kmほど行くと、左側にラーメン秀があります。そこを左折して200m行き右折、20m行き右折して、4番目の畑です。譲受人宅からは5分程度のところになります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で親子4人と従業員6人でお茶を栽培しております。申請地には、お茶が植えられておりました。また、摘採機3台、防除機2台、トラックなど10数台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号60番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号60を報告いたします。譲渡人は、松山町泰野〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町志布志〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん、20歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されたとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線を伊崎田方面へ進み、曲瀬にあります浦島釣具屋の先を右折し、松山方面へ行きますと右側に大隅衛生の有機工場がございますが、そのこの三叉</p>

		<p>路から500mほど松山方面へ行き、二つ目の十字路を左折し、西側に直進した突き当たりの山と隣接する畑と道路向かいの畑の2か所があります。〇〇さん宅からは、車で20分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと両親の4人で、ピーマン、キュウリを主に栽培して、申請地もハウスの建て替えと準備がされておりました。また、トラクター7台、管理機3台を所有されており、〇〇さんは会社組織で志布志町にもピーマンハウスを多数所有されており、ピーマン、キュウリ栽培の代表的な法人となっています。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第4、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。9ページ番号10番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いします。
委員	安樂	<p>会長より依頼のありました議案第40号、番号10について報告いたします。調査日は7月6日、調査員は井久保委員、田尾委員と私、安樂です。事務局から1名、農政畜産課から1名の同行がありました。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、親子です。立会人は、〇〇さん親子2名でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は、5ページから7ページです。申請地の場所は、蓬原小学校から県道513号宮ヶ原大崎線を南へ450m進み、交差点を左折し、市道大久保・西大久保線を90m進んだ右側に位置します。除外の目的は、農家住宅と機械庫、車庫ということです。現在、生産牛45頭をお父さんと飼育されており、また増頭計画もあるとのこと。親牛の出産や子牛の事故防止の観点からも近くにあった方がよいとのことでした。排水は、北側の公衆用道路の水路へ放流するというものです。指導内容としては、盛土をして流出がないようにということをお願いしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりがあり、また土地改良事業がされているため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p>

		<p>以上のことにより調査員協議の結果、農用区域より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく願います。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りいたします。農用区域からの除外を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p>
委員	立山	<p>次に、日程第6、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に、11ページ番号2番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました議案第41号、番号2について報告いたします。調査日は7月6日、調査員は柳井委員と熊野委員と私、立山です。申請人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等は、議案書及び総会資料のとおりです。8ページから10ページになります。申請地の場所は、志布志庁舎から北西に位置し、市道町原線を進み、町原交差点を右折、市道町原・弓場ヶ尾線を北大原方向に進み、うなぎの駅前を通過し、ホームマン北山跡地前を過ぎた次の路地を右折した市道沿いに位置するところです。転用目的は、2棟20戸の共同住宅です。排水は、西側の公衆用道路の側溝を利用する予定ということで、問題ないと思われま。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく願います。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号3番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました議案第41号、番号3について報告します。総会資料は11ページから14ページです。調査日は7月6日、調査員は立山委員、熊野委員と私、柳井で、事務方2人が同行しました。申請人は、松山町泰野〇〇番地〇、〇〇号にお住まいの〇〇さん、33歳です。立会人は、行政書士</p>

		<p>の〇〇さんと〇〇さん本人、ヤマサハウスの方3人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、松山庁舎から南南東に位置し、松山庁舎前の県道110号塗木大隅線を泰野方向へ約4km進み山口商店前を過ぎ、やっちくふれあいセンター案内看板から右折し、市道京ノ峯3号線をやっちくふれあいセンター方向へ進み、有野方面へ進んだ先を右折し、市道老人ホーム・市之原線を50mほど進んだ右側に位置します。転用目的は農家住宅です。排水は東側道路の側溝へ流すとのことでした。その他で、宅地予定の場所に大きな木があり、地域の方々から御神木なので切らないで欲しいとの要望があり、以前3条で取得した西側の畑の一部を転用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
委員	会場	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		最初に、13ページ、番号27番を審議いたします。現地を調査された熊野委員の報告をお願いいたします。
委員	熊野	<p>会長より依頼のありました議案第42号、番号27について報告いたします。調査日は7月6日、調査員は立山委員、柳井委員と私、熊野です。譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は15ページから17ページになります。申請地の場所は、志布志庁舎から北西に位置し、志布志庁舎から市道町原線を進み、町原交差点を右折し、市道町原・弓場ヶ尾線を北大原方面に進み、うなぎの駅前を通過し、ホームマン北山跡地の一部の畑で、あゆみ学園クラブの施設に隣接した場所に位置します。転用目的は、貸家建築です。排水は、総会資料16ページのあゆみ保育園と〇〇さん宅側に、既存水路がありますが、一部途切れがありますので、それを手直しして、つなげて流すということでした。</p>

		<p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号28番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました議案第42号、番号28について報告します。総会資料は、18ページから21ページになります。調査日は7月6日、調査員は立山委員、熊野委員と私、柳井、事務局より2人同行しました。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さん。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から東に位置し、国道220号を天神方面に2kmほど進み、ファミリーマート志布志天神店を過ぎ、200m先を右方向に進み、市道上天神線を50mほど進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅で、排水は東側入口方向にありました。その他として、総会資料21ページに理由書が添付されています。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号29番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案第42号、番号29について報告いたします。調査日は7月6日、調査委員は安楽委員、田尾委員と私、井久保で、事務局から1名同行のもと調査いたしました。総会資料につきましては、22ページから25ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、兄弟です。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及</p>

		<p>び総会資料のとおりです。申請地の場所は、野神小学校から県道523号志布志有明線を山重方面へ450m進んだ左側に位置します。転用目的は資材置場です。申請地は譲受人宅に隣接し、宅地より畑の方が1mほど高いことから、たびたび崩落し、土砂が宅地に流入すること、約8mのアンテナポール資材の置き場が不足していることから、既存施設を拡張したいとの理由での5条申請です。周辺の状況は、申請地から見ますと北側は畑、東側は宅地、南側は宅地、西側は畑です。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地の隣接地は譲受人が経営する電気通信設備請負業である有限会社〇〇の敷地616.64㎡で、今回の申請面積59㎡は既存施設の2分の1を超えていないことから申請地は許可できる場合の既存施設の拡張に該当すると思われます。なお、農地部分の崩落復旧工事の際、現状のように法面及び土留工事を実施していることから、始末書を添付しての申請となっております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第43号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。農用地利用集積計画の利用権及び転貸について、事務局の説明を求めます。
主任主査	桑水	議案第43号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、15ページから178ページとなっております。
		まずは、議案書15ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年7月29日で、始期は令和4年8月1日となります。設定期間が1年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。
		利用権の設定面積は、田が46万2,784㎡、畑が18万5,866.49㎡、樹園地が2万579㎡で合計しますと66万9,229.49㎡となり、うち更新分は7万7,446.49㎡となっております。利用権の設定をする者の数が236名で、利用権の設定を受けようとする者の数が35名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より201名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、16ページから126ページの明細表をご確認ください。
		次に、利用権の転貸について、議案書127ページの総括表でご説明申し上げ

		<p>げます。公告日は令和4年7月29日で、始期が令和4年8月1日となります。設定期間は、2年10か月から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が38万71㎡、畑が3万324㎡、樹園地が2,800㎡で合計しますと、41万3,195㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は34名であります。詳細につきましては、128ページから178ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で議案第43号、農用地利用集積計画決定のうち利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入りますが、16ページ番号1番については、神宮司委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により神宮司委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場		(神宮司委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、神宮司委員の入室を許可します。
会場		(神宮司委員 入室)
議長	萩迫	次に、16ページ番号2番から、126ページ番号292番までと、15ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして、審議いたします。128ページ番号1番から、178ページ番号65番までと127ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第43号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
次長	宮田	議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい

	<p>て、説明いたします。議案書180ページをお開きください。番号6の申出者は、曾於市末吉町二之方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、官脇勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。以上で説明を終わります。審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、日程第9、議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

